

吹田市公告第505号

令和8年度下半期低食塩次亜塩素酸ソーダ購入に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年8月25日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 入札対象物品 低食塩次亜塩素酸ソーダ
- 2 購入予定数量 201,000kg
(内訳)
 - (1) 南吹田下水処理場 139,500kg
 - (2) 川面下水処理場 61,500kg
- 3 納入場所
 - (1) 南吹田下水処理場水処理施設 吹田市南吹田5丁目35番1号
 - (2) 川面下水処理場 吹田市川岸町22番1号
- 4 契約期間
令和8年10月1日(木)から令和9年3月31日(水)まで
- 5 最低制限価格 設定しない
- 6 入札回数 2回までとする。
- 7 入札参加資格
以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であり、「018工業薬品・防疫剤」を参加希望種目としていること。

- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

8 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和8年8月25日（火）から令和8年9月7日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室（高層棟8階）801番窓口

電 話 （06）6384－1475

メールアドレス keiyak_s@city.suita.osaka.jp

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞2026年度入札（物品購入）一覧＞令和8年度下半期低食塩次亜塩素酸ソーダ購入に係る制限付一般競争入札について（以下、「当該案件のページ」という。）からダウンロードすること。

エ その他

- (ア) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (イ) 提出された申請書は、返却しない。
 - (ウ) 申請書の提出はメール（送信後は電話により到着確認を行うこと）、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。）によるものとし、
 - (2) アに記載する期間内に必着のこと。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、令和8年9月9日（水）午後5時までに、申請者に電話連絡したうえでメールにより通知する。
- なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して、同様に通知する。
- (4) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和8年8月25日(火)から令和8年8月31日(月)午後4時までとし、FAXにより受け付ける。※電話により到達確認を行うこと

FAX番号 下水道部水再生室(06)6369-5150

電話番号 下水道部水再生室(06)6369-1606

(2) 回答期日

令和8年9月2日(水)午後5時30分までに吹田市ホームページの当該案件のページで回答する。

10 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書、入札書、委任状については、吹田市ホームページの当該案件のページからダウンロードすること。

11 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和8年9月17日(木)午後2時30分

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 低層棟3階 研修室

12 入札金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書の記載金額は、1kgあたりの税抜単価とし、小数点第二位まで記入すること。小数点第二位まで記載がされていない場合、その入札書は無効とする。

13 入札の保証

入札の保証は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として当該落札者の入札書記載金額に予定数量を乗じた額に消費税等相当額を加算した金額の100分の3に相当する額以上を納付しなければならない。

14 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市「令和8年度下半期化学薬品購入契約 一般競争入札心得書」(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点におい

て前記7に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

15 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

16 契約金額

- (1) 入札書記載金額を契約単価とする。
- (2) 支払いについては、契約単価に発注数量を乗じた額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に消費税等相当額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

17 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

18 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことにについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

19 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約単価に予定数量を乗じた金額に消費税等相当額を加算した金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係

る保険証券の提出

20 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

21 契約予定日

令和8年10月1日（木）

22 その他

- （1）入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「吹田市物品購入契約等に係る制限付一般競争入札実施要領」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- （2）入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。
- （3）本案件に関しては、発注数量が確定しないため、単価契約とする。仕様書に示す数量はあくまで予定の数量であり、発注することを約束する数量ではない。実際の発注数量が予定数量を下回ったり上回ったりしても、本市は一切の責めを負わない。
- （4）落札者は、メーカーの供給証明書を提出すること。

23 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室（高層棟8階）801番窓口

電話 （06）6384－1475

FAX （06）6384－9300

メールアドレス keiyak_s@city.suita.osaka.jp